

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 8 月 1 日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	若	林	祥
同	市	川	和彦

措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・後期）（5監査第120号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
（指摘事項） 1 現場の安全対策について （報告書3ページ） (1) 国庫災林道西岳線災害復旧工事において、適正な玉掛け作業を行っていなかった。（平成12年2月24日付け基発第96号 労働省労働基準局長通達） （森林いのしか対策課） (2) 国庫災林道土倉線1号箇所災害復旧工事外2件の工事において、ヘルメット（保護帽）のあごひもを締めずに作業を行っていた。（労働安全衛生規則第366条、昭和50年9月8日付け労働省告示第66号） （森林いのしか対策課） （まちづくり課） （水道整備課） (3) 浅川96号線外道路反射鏡設置工事において、適正な脚立の使い方で作業を行っていなかった。（労働安全衛生規則第528条） （維持課） (4) 夏目N-9ブロック内（相ノ木通り）配水管布設替工事において、運転者がいない状態でバックホウのバケットが上がったままになってい	受注者に対し、仕様書等における工事中の安全確保が遂行されているかの確認はもとより、適正な玉掛け作業の実施について指導するとともに、監督職員に対し施工現場における安全対策について、確認を厳格に実施するよう徹底した。 （森林いのしか対策課） 受注者に対し、仕様書等における工事中の安全確保が遂行されているかの確認はもとより、朝礼及びKY（危険予知）活動を活用したヘルメットの適正な着用の徹底について指導するとともに、監督職員に対し施工現場における安全対策について、確認を厳格に実施するよう徹底した。 （森林いのしか対策課） 受注者に対し、適正にヘルメットを着用し作業の安全を確保するよう指導した。また、課内土木・建築職員に対し、工事現場におけるヘルメットの適正な着用について周知徹底を行うとともに、新たな受注者に対し、ヘルメットの適正着用について指導を行った。 （まちづくり課） 受注者に対し労働安全衛生規則の遵守について指導するとともに、監督職員の安全意識向上のため、令和6年5月8日に職場研修会を実施して本事案を報告し、的確な安全対策の指導・監督を行うよう再発防止の徹底を図った。 （水道整備課） 監督職員を中心に、令和6年3月1日に労働基準監督署の資料を用いて研修を実施し、法令順守、現場の安全対策向上の徹底を図った。 （維持課） 受注者に対し労働安全衛生規則の遵守について指導するとともに、監督職員の安全意識向上のため、令和6年5月8日に職場研修会を実施して本

措置の通知書

令和 5 年度 随時監査（工事監査・後期）（5 監査第 120 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
た。（労働安全衛生規則第 160 条） （水道整備課） 上記行為は、危険度が高い作業である。法令等を遵守し安全対策の徹底を図るとともに、監督職員に対して関係法規の習得の研修等を行い、安全対策について再認識されたい。 2 積算について （報告書 3 ページ） 更北 181 号線道路後退線整備工事において、自由勾配側溝工の材料計上の相違など複数の誤りがあった。 国土交通省の土木工事標準積算基準書に基づき適正な積算を行うとともに、チェック体制の更なる強化に努められたい。 （建築指導課） （道路課） 3 道路標識の建築限界について （報告書 3 ページ） 国補長野西 746 号線道路改良工事において、歩道内の道路警戒標識の建築限界が確保されていなかった。 道路法第 30 条、道路構造令第 12 条は、道路上の安全な通行を確保するため歩道の上空 2.5 m の範囲内に障害物となるものを置いてはならないと定めている。 法令等を遵守し、現場の状況を反映した設計に努められたい。 （道路課） 4 宅内の排水設備工事について （報告書 4 ページ） 信州新町美術館屋外排水改修工事において、上下水道事業管理者への排水設備工事計画確認申請書の提出が事後となった。 この工事は、周辺の樹木根の影響で生じた排水の流れの不具合を解消するための改修工事で、従前と同位置、同規格の管種の布設替えのため、工事監督者、施工業者ともに確認申請不	事案を報告し、的確な安全対策の指導・監督を行うよう再発防止の徹底を図った。 （水道整備課） 再発防止に向け、所属内で指摘内容の情報共有を図るとともに、土木工事標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書に基づき適正な積算が行えるよう、組織として積算のチェック体制の強化を図った。 （建築指導課） （道路課） 必要な建築限界を遵守し、歩道の安全な通行を確保するため、標識の再設置を行った。 今後発注する工事については、既存の道路施設の状況を十分に把握した上で発注計画を立てるよう、職員に周知を行った。 （道路課） 条例の認識不足から起きたものであり、今後は工事担当課との連絡を密にして適正な事務処理を行うよう徹底を図った。 （博物館） 排水設備工事の適正な工事手続については、令和 6 年 2 月 20 日に、上下水道局営業課職員によ

措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・後期）（5監査第120号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
要と誤認していたものである。 市公共下水道条例第7条には「排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、確認の申請をして管理者の確認を受けなければならない。」と規定されている。 条例を遵守し、適正な工事手続を実施されたい。 （博物館） （建築課） （意見） 1 道路からの溢水防止のために設置された止水壁の取扱いについて （報告書4ページ） 信州新町176号線路肩修繕工事において、現状の道路側溝の排水断面が小さく少量の雨でも溢水し隣接地への浸水被害をもたらしているため、土のうを設置するとともに、一部民地内に応急的な補償工事として止水壁を設置したものである。 当該止水壁が民地内に設置されていることから管理責任などを書面で明確にし、土地所有者との紛争を未然に防止されたい。 （維持課西部土木事務所） 2 道路後退線整備工事について （報告書4ページ） 長野東27号線外道路後退線整備工事において、道路を横断している排水側溝部分が開渠のまま取り残され、通行者の安全確保が図られていなかった。 周辺の道路整備状況を十分把握し、安全かつ効率的な整備が行われるよう努められたい。 （建築指導課） （道路課）	る排水設備工事の申請事例等の講習を排水設備工事監督業務に従事する職員が受講し、受注者に適切に指導するよう改善を図った。 （建築課） 今回の処置は、早急な溢水被害の解消を目的に実施したもので、今後は地区及び地権者と恒久的な溢水対策について調整を進め、当該止水壁の取扱いを明確にしていく。 （維持課西部土木事務所） 当該工区の工事による隣接工区への影響を事前に把握することで、一体的に道路の安全が確保できるよう現場踏査の必要性を再認識し、安全かつ効率的な整備が行えるよう、職員に周知徹底を図った。 （建築指導課） （道路課）